

【別添資料 6】

リーフレットFAQ

# リーフレット FAQ

リーフレットイメージの記載内容について、事業主等や被保険者からご質問を受けた場合に、本 FAQ をご参照下さい。また、リーフレットイメージの内容を追記する、リーフレットイメージと一緒に送付する等にもお使い頂けます。

※本情報は、平成 28 年 10 月末時点での内閣官房のホームページ「社会保障・税番号制度」中の「よくある質問 (FAQ)」より抜粋したものです。FAQ 全体はホームページをご参照ください (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/index.html>)。

## 質問 1. マイナンバー (個人番号) とは、どのようなものですか？

回答 1. マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ 1 人にひとつの 12 桁の番号で、社会保障、税、災害対策の分野で分野横断的な番号を導入することにより、機関を跨いだ情報のやり取りで、同じ人の個人情報の特定・確認が確実かつ迅速にできるようになり、行政の効率化、国民の利便性の向上及び公平・公正な社会を実現します。(2016 年 2 月回答)

## 質問 2. マイナンバー (個人番号) は、どのような場面で使うのですか？

回答 2. マイナンバーを誰がどのような場面で使っていいかは、法律や条例で決められています。具体的には、国の行政機関や地方公共団体などが社会保障、税、災害対策の分野で利用することになります。

国民の皆さまには、年金、雇用保険、医療保険の申請や生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の申請書などにマイナンバーの記載が求められます。

また、税や社会保険の申請を勤務先の事業主や金融機関などが個人に代わって申請を行う場合があります。勤務先に加え、一定の取引のある金融機関にマイナンバーを提示する場合があります。(2015 年 12 月回答)

## 質問 3. マイナンバー (個人番号) は希望すれば自由に変更することができますか？

回答 3. マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請又は市町村長の職権により変更することができます。(2014 年 6 月回答)

**質問 4. 「個人番号利用事務実施者」や「個人番号関係事務実施者」とは何ですか？**

**回答 4.** 「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバー（個人番号）を使って、番号法別表第一や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などのことです。また、「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者のことです。例えば、税の関係であれば、国税庁長官（税務署）、都道府県知事や市町村長（税務担当）が個人番号利用事務実施者となり、これらの機関にマイナンバーを記載した源泉徴収票や支払調書などを提出する民間事業者などが個人番号関係事務実施者となります。（2014年6月回答）

**質問 5. マイナンバーカードは何に使えるのですか。最初に届く通知カードとの違いは何ですか？**

**回答 5.** マイナンバーカードは、顔写真のついたカードであり、本人確認を1枚で行うことができます。

身分証明書としても使用できるほか、搭載されているICチップを利用して図書館カードや印鑑登録証など地方公共団体が定めるサービスに利用でき、e-Taxなどの税の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

通知カードは紙のカードで、写真がないので、単体では本人確認ができません。したがって、マイナンバーの手続では併せて運転免許証など原則顔写真付きの身分証明書が必要です。（2015年12月回答）

**質問 6. 住民基本台帳カードを持っているのですが、継続して使えるのですか？**

**回答 6.** 住民基本台帳カードは、カードの有効期限内であれば利用可能です。ただしマイナンバーカードが交付される際に住民基本台帳カードは返納となります。

また、マイナンバーカードの交付が開始される平成28年1月以降（※）、住民基本台帳カードの新規交付、再交付及び更新はできませんので、マイナンバーカードを交付申請してください。

※ 住民基本台帳カードの新規交付、再交付、更新ができる最終期日は交付市区町村により異なります。詳しくはお住まいの市区町村窓口までお問い合わせください。（2015年12月回答）

**質問 7. マイナンバー（個人番号）を取り扱う業務の委託や再委託はできますか？**

**回答 7.** マイナンバーを取り扱う業務の全部又は一部を委託することは可能です。また、委託を受けた者は、委託を行った者の許諾を受けた場合に限り、その業務の全部又は一部を再委託することができます。委託や再委託を行った場合は、個人情報の安全管理が図られるように、委託や再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。委託や再委託を受けた者には、委託を行った者と同様にマイナンバーを適切に取り扱う義務が生じます。（2014年6月回答）

**質問 8. マイナンバーはいつどのように通知され、いつから使うのですか？**

**回答 8.** マイナンバーは、平成27年10月の第1月曜日である5日時点で住民票に記載されている住民に指定され、市区町村から住民票の住所に簡易書留で郵送されました。外国籍でも住民票のある方には、マイナンバーが指定されます。（2016年2月回答）

**質問 9. 従業員などのマイナンバーを取得するときは、どのように本人確認を行えばよいのでしょうか。また、対面以外の方法（郵送、オンライン、電話）でマイナンバーを取得する場合はどのように本人確認を行えばよいのでしょうか。**

**回答 9.** マイナンバーを取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要であり、原則として、

- ① マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
- ② 通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）
- ③ マイナンバーの記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）

のいずれかの方法で確認する必要があります。ただし、これらの方法が困難な場合は、過去に本人確認を行って作成したファイルで番号確認を行うことなども認められます。また、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは身元確認を不要とすることも認められます。また、対面だけでなく、郵送、オンライン、電話によりマイナンバーを取得する場合にも、同様に番号確認と身元確認が必要となります。（2014年7月更新）

なお、マイナンバーカードの表面のコピーにより本人確認を行う場合、表面は臓器提供意思表示欄など高度な個人情報も含まれることから、マイナンバーカード交付時にお渡しするカードケースに入れたままのコピーを可としますが、裏面はマイナンバーを表示しなければならないことから、ケースを外してコピーをしてください。（2015年11月更新）

**質問 10. 民間事業者がマイナンバー（個人番号）を取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？**

**回答 10.** 原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用することはできませんし、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）をむやみに提供することもできません。また、マイナンバーを取り扱う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。具体的な措置については、平成26年秋口を目途に特定個人情報保護委員会からガイドラインが示される予定です。なお、特定個人情報を不適正に取り扱った場合には、特定個人情報保護委員会から指導・助言や勧告・命令を受ける場合があるほか、正当な理由がないのに、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルを提供した場合など）には、処罰の対象となります。（2014年6月回答）

**質問 11. 番号法と個人情報保護法は、どのような関係になるのですか？**

**回答 11.** 特定個人情報も個人情報の一部なので、原則として個人情報保護法が適用されます。さらに特定個人情報は、マイナンバーによって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報保護法よりも厳しい保護措置を番号法で上乗せしています。また、番号法の保護措置は、個人情報保護法が適用されない小規模な事業者にも適用されます。（2014年7月回答）

以上